

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

平成 23 年 6 月 16 日

理事長 間宮 忠敏

訪日外客数・出国日本人数 (2011 年 5 月推計値、3 月暫定値)

Visitor Arrivals and Japanese Overseas Travelers

◇5 月：訪日外客数 / 前年同月比 50.4%減の 35 万 8 千人に……………P3

◇5 月：出国日本人数 / 前年同月比 8.4%減の 115 万 6 千人に……………P4

2011 年 5 月 推計値

頁/Page

◆総括表：2011 年 訪日外客数・出国日本人数 …………… 1-2
 2011 Visitor Arrivals and Japanese Overseas Travelers

◆解 説：2011 年 5 月 訪日外客数・出国日本人数 …………… 3-18

2011 年 3 月 暫定値

◆数 表：2011 年 3 月 国・地域別/目的別 訪日外客数 (暫定値) …………… 19
 Visitor Arrivals by Country/Area & Purpose of Visit for Mar. 2011 (provisional)

2011 年 1 月～3 月 国・地域別/目的別 訪日外客数 (暫定値) …… 20
 Visitor Arrivals by Country/Area & Purpose of Visit for Jan.- Mar. 2010 (provisional)

2006 年～2010 年 各国・地域別 日本人訪問者数 (受入国統計) …… 21
 Japanese Overseas Travelers by Destination (Visitor Arrivals from Japan) 2006 – 2010

お問い合わせ先：企画部 調査研究グループ

TEL : 03-3216-1905



平成23年 訪日外客数・出国日本人数

2011 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers

日本政府観光局(JNTO) 企画部
Corporate Planning Department, Japan National Tourism Organization
Tel: 03-3216-1905

平成23年6月16日
16/Jun/2011

(単位: 人 / Unit: Persons)

月 Month	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	平成22年 2010	平成23年 2011	伸率 Change %	平成22年 2010	平成23年 2011	伸率 Change %
1 Jan.	640,346 (437,752)	714,099 (505,543)	11.5 (15.5)	1,264,299	1,282,348	1.4
2 Feb.	664,982 (514,106)	679,398 (506,446)	2.2 (-1.5)	1,289,825	1,391,193	7.9
3 Mar.	709,684 (484,298)	352,666 (190,723)	-50.3 (-60.6)	1,563,113	1,420,584	-9.1
4 Apr.	788,212 (601,872)	* 295,800	* -62.5	1,212,959	* 1,104,000	* -9.0
5 May	721,348 (536,880)	* 358,000	* -50.4	1,262,453	* 1,156,000	* -8.4
6 June	677,064 (511,123)			1,312,608		
7 July	878,582 (714,623)			1,405,335		
8 Aug.	802,725 (613,413)			1,642,240		
9 Sept.	717,756 (498,421)			1,541,041		
10 Oct.	727,278 (507,872)			1,437,105		
11 Nov.	634,818 (435,315)			1,397,424		
12 Dec.	648,380 (506,299)			1,308,822		
1~5 Jan.-May	3,524,572 (2,574,908)	* 2,400,000	* -31.9	6,592,649	* 6,354,000	* -3.6
1~12 Jan.-Dec.	8,611,175 (6,361,974)			16,637,224		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 平成22年1~12月は確定値、平成23年1~3月は暫定値、*部分はJNTOが独自に算出した推計値である。

◆注3: 訪日外客数(確定値・暫定値)は法務省資料を基にJNTOが算出し、出国日本人数(確定値・暫定値)は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: 訪日外客(確定値・暫定値)とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Jan. - Mar. 2011 are provisional, while * stands for the preliminary figures estimated by JNTO.

◆Note 3. Provisional and definitive figures for Visitor Arrivals are compiled by JNTO (source: Ministry of Justice), and provisional and definitive figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2011年5月 訪日外客数 (JNTO推計値)

Visitor Arrivals for May 2011 (Preliminary figures by JNTO)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2010年 5月	2011年 5月	伸率(%)	2010年 1月～5月	2011年 1月～5月	伸率(%)
総数	Grand Total	721,348	358,000	-50.4	3,524,572	2,400,000	-31.9
韓国	South Korea	201,484	84,100	-58.3	990,198	736,900	-25.6
中国	China	112,558	58,700	-47.8	600,274	401,800	-33.1
台湾	Taiwan	114,168	68,000	-40.4	508,637	336,500	-33.8
香港	Hong Kong	40,864	11,600	-71.6	206,585	115,200	-44.2
タイ	Thailand	17,014	8,500	-50.0	101,996	53,200	-47.8
シンガポール	Singapore	15,041	7,000	-53.5	59,695	37,200	-37.7
豪州	Australia	14,621	7,400	-49.4	101,012	76,900	-23.9
米国	U.S.A.	65,559	40,800	-37.8	296,279	206,400	-30.3
カナダ	Canada	14,394	5,800	-59.7	67,467	40,100	-40.6
英国	United Kingdom	14,969	8,600	-42.5	79,088	54,200	-31.5
フランス	France	13,699	5,900	-56.9	61,333	35,500	-42.1
ドイツ	Germany	10,944	4,400	-59.8	49,473	28,900	-41.6
マレーシア	Malaysia	10,252	4,100	-60.0	46,496	29,000	-37.6
インド	India	7,942	5,100	-35.8	28,566	24,000	-16.0
ロシア	Russia	4,238	2,000	-52.8	20,306	13,000	-36.0
その他	Others	63,601	36,000	-43.4	307,167	211,200	-31.2

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2010年の数値は確定値、2011年の数値はJNTOが独自に算出した推計値である。

◆注3：訪日外客(確定値)とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2011 stands for the preliminary ones estimated by JNTO.

2011年5月 訪日外客数・出国日本人数 推計値

【訪日外客数】 5月は今年のほぼ半数に減少

5月	358,000人	(前年同月比 50.4%減、363,300人減)
1～5月	2,400,000人	(前年同期比 31.9%減、1,124,600人減)

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2008年(736,122人)と比べ、約378,100人少なかった。また、本年5月の訪日外客数の減少幅は、前年同月比50.4%減となった。東日本大震災の発生後、減少幅は徐々に縮まっているものの、依然として半減の状態にとどまった。

本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～5月累計(3,655,326人)と比べ、約1,255,300人少なかった。

注： 東日本大震災発生後の訪日外客の減少幅は、3月(12日～31日)が前年同期比73%減、4月が前年同月比62.5%減、5月が同50.4%減であった。

注： 月次ベースでの訪日外客の減少幅は、過去50年間の全ての月で、2011年4月(前年同月比62.5%減)が最大であった。次いで、2011年5月(同50.4%減)、2011年3月(同50.3%減)、1971年8月(同41.8%減)の順となった。

【要因】 福島第一原子力発電所事故が収束しておらず、訪日旅行への不安が継続

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に、福島第一原子力発電所事故が完全に収束しておらず、世界のマスコミによってその状況が随時報じられている。旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が、世界各地で依然、高い状態にある。

- 同震災の発生後、日本と諸外国を結ぶ航空便が縮小している。

注： 主要12か国(地域)の中では、韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、豪州、米国、英国、フランスの10か国(地域)で縮小している。

- 同震災の発生後、訪日旅行の主要送り出し国(地域)政府は、被災地や日本全体への渡航の自粛、延期、退避を求める勧告を継続していたが、5月までの間に、その内容が緩和された。

注： 主要12か国(地域)政府による訪日渡航勧告の状況(5月分、対象地域別に◆で記載)

◆日本各地(東北3県・関東2県を除く地域)への高度の旅行注意勧告： 豪州

日本各地(東北、沖縄を除く地域)への渡航注意勧告(沖縄はもとも安全とみなされ勧告対象外)： 台湾

日本各地(東北3県・関東1県を除く地域)への渡航注意勧告： 香港

日本各地(深刻な被災地を除く地域)への安全に関する注意喚起： 中国

◆東北からの退避勧告： 台湾

東北3県からの退避勧告： タイ

東北などへの渡航自粛勧告： 英国

東北3県・関東2県への旅行回避勧告： 豪州

東北3県・関東1県への渡航自粛勧告： 韓国

東北3県への渡航自粛勧告： シンガポール

東北1県・関東2県への観光旅行自粛勧告： フランス

東北の被災地への旅行回避勧告： カナダ

東北3県・関東1県への渡航延期勧告： 香港

◆福島県への渡航自粛勧告： フランス

◆東日本大震災の深刻な被災地への訪問自粛勧告： 中国

東日本大震災の被災地への渡航延期勧告： タイ

福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内への渡航自粛勧告・同圏内からの退避勧告： シンガポール

福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告： 韓国、豪州、米国、カナダ

福島第一原子力発電所の半径60キロ圏内からの退避勧告： 英国

福島第一原子力発電所の半径40キロ圏内からの退避勧告： フランス

福島第一原子力発電所の半径 30 キロ圏内及び隣接する 3 市・村からの退避勧告： ドイツ
福島第一原子力発電所の動向に関する、東京以東の英国人居住者を対象とした注意勧告： 英国

- 一方、4 月以降、訪日団体ツアーが限定的ながらも再開している。福島第一原子力発電所事故への警戒心もあり、集客状況は同震災以前のように好調ではないものの、集客のため、旅行会社が訪日団体ツアーを割安料金で販売したことなども奏功し、訪日旅行需要が下支えされた。

注： 主要 15 か国（地域）のうち、5 月には、韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、カナダ、英国、マレーシアで訪日団体ツアーの催行が確認された。

- 近年人気が出ている中国から九州への 5 月分のクルーズ旅行が、同震災の影響により全て中止された。訪日教育旅行も全て延期・中止された。
- なお、同震災発生直後の 3 月内に、留学、研修、駐在などの目的で日本に一時的に滞在する外国人が、日本から母国や第三国へ避難する現象が見られ、4 月には、その人々の多くが再来日した。5 月には、この人々の再来日は多くなかったものとみられる。

【出国日本人数】 3 か月連続の減少

5 月	1,156,000 人 （前年同月比 8.4%減、106,000 人減）
1～5 月	6,354,000 人 （前年同期比 3.6%減、239,000 人減）

本年 5 月の出国日本人数は、これまで 5 月として過去最高を記録していた 2006 年（1,385,268 人）と比べ、約 229,000 人少なかった。月別では、本年 3 月以降、3 か月連続の前年同月比減となった。なお、1991 年の湾岸戦争、2001 年の米国同時多発テロ、2003 年の SARS 流行、2009 年の世界金融危機などの影響が最も強く表れた月々と比較すると、本年 3 月から 5 月までの前年同月比の減少幅は大きくなかった。

本年 1 月～5 月累計の出国日本人数は、これまで過去最高を記録していた 2001 年 1 月～5 月累計（7,212,027 人）と比べ、約 858,000 人少なかった。

【要因】 東日本大震災により、海外旅行の自粛が継続

- 戦後最大の国難とすべき東日本大震災の発生により、全国的に旅行自粛ムードが広がり、海外旅行需要が縮小した。また、被災地からの海外旅行の需要自体が立ち消えた。
- 同震災の発生後、日本と諸外国を結ぶ航空便が縮小している。また、津波の被害等により、仙台空港と韓国、中国、台湾の諸空港を結ぶ航空便が 5 月にも欠航した。
- 中東・北アフリカの一部諸国では、今年に入り大規模な反政府デモが発生し、イエメン、リビア、シリアでは内乱へと発展、5 月にも内乱状態が継続した。一方、エジプト、チュニジア、バーレーンでの大規模な反政府デモはほぼ収束し、安定を取り戻しつつある。

注： 上記の国々の大規模な反政府デモ発生時期

チュニジア（1月初旬～2月）、エジプト（1月下旬～2月）、イエメン（1月27日～、その後内乱に発展）、バーレーン（2月13日～3月）、リビア（2月中旬～、その後内乱に発展）、シリア（3月中旬～、その後内乱に発展）

- その他、コートジボワールでの大統領選挙後の政治的混乱（2010年12月上旬～）、ニュージーランド・クライストチャーチでの大地震発生（2011年2月22日）、イスラエル・エルサレムでの爆弾テロ事件（3月23日）、ベラルーシ・ミンスク

での爆弾テロ事件（日本時間4月12日）、ナイジェリア大統領選挙（4月16日）後の北部各州での暴動発生、パキスタンのカラチ（4月21日、26日）及びカイバル・パクトゥンクワ州各地（3月下旬～）などでの爆弾テロ事件、モロッコ・マラケシュでの爆弾テロ事件（4月28日）、ドイツでの病原性大腸菌（O-104）による食中毒発生（5月中旬～）、グルジアでの反政府デモ発生（5月21日～26日）、アイスランドの火山噴火（5月21日～5月下旬）による同国等の空港閉鎖なども、局地的な阻害要因となった。

- 一方、本年のゴールデンウィークは、5月2日（月）と5月6日（金）に休暇を取得すれば、4月29日（金）から5月8日（日）まで10日間の連休となった。円の高止まりも手伝って、5月は海外旅行がしやすい状況にあった。

【市場別 訪日外客数（推計値）】

◆韓国

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は58.3%減

5月： 84,100人（前年同月比58.3%減、117,400人減）

1～5月： 736,900人（前年同期比25.6%減、253,300人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2008年（229,043人）と比べ、約144,900人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～5月累計（1,126,788人）と比べ、約389,900人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。なお、放射性物質がごく微量ながらも日本列島、朝鮮半島、周辺地域に飛来していることから、この影響が不安視されている。

注： 韓国ではこの影響により、本年4月には学校が休校したり、雨の日に外出を控えたりする現象が起きた。

- 同震災発生後、日韓航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便（5月分）

仙台⇄ソウル（仁川）	2011年3月12日から6月30日まで、週7便を運休（アジアナ航空）
茨城⇄ソウル（仁川）	2011年3月12日から10月29日まで、週7便を運休（アジアナ航空）
旭川⇄ソウル（仁川）	2011年3月19日から6月30日まで、週2便を運休（アジアナ航空）
福島⇄ソウル（仁川）	2011年3月21日から6月30日まで、週3便を運休（アジアナ航空）
函館⇄ソウル（仁川）	2011年3月23日から5月31日まで、週3便を運休（但し、5月5日、8日、10日は運航） （大韓航空）
青森⇄ソウル（仁川）	2011年3月23日から8月31日まで、週4便を運休（大韓航空）
羽田⇄ソウル（仁川）	2011年3月24日から6月6日まで、週7便を運休（アジアナ航空）
長崎⇄ソウル（仁川）	2011年3月28日から6月30日まで、週4便を運休（但し、6月4日、6日は運航） （大韓航空）
関西⇄済州	2011年4月1日から5月31日まで、週4便を運休（大韓航空）
大分⇄ソウル（仁川）	2011年4月1日から8月31日まで、週2便を運休（大韓航空）
秋田⇄ソウル（仁川）	2011年4月2日から5月1日まで、週3便を運休（大韓航空）
静岡⇄ソウル（仁川）	2011年4月28日から8月31日まで、週7便を週3便に減便（大韓航空）
新千歳⇄釜山	2011年4月5日から5月31日まで、週3便を運休（大韓航空）
成田⇄ソウル（仁川）	2011年4月6日から6月23日まで、週14便を週7便に減便（但し、ゴールデンウィーク期間中を除く）（日本航空）
成田⇄釜山	2011年4月6日から6月23日まで、週14便を週7便に減便（但し、ゴールデンウィーク期間中を除く）（日本航空）
羽田⇄ソウル（金浦）	2011年4月6日から6月23日まで、週21便を週14便に減便（日本航空）
福岡⇄ソウル（仁川）	2011年4月20日から5月31日まで、週21便を週14便に減便（但し、4月28日から5月6日を除く）（アジアナ航空）
北九州⇄ソウル（仁川）	2011年5月20日から7月20日まで、週3便を運休（チェジュ航空）

注： 東日本大震災発生後に拡大された航空便（5月分）

成田⇄釜山	2011年3月27日、週7便で新規就航（エアプサン）
新千歳⇄ソウル（仁川）	2011年5月5日、週2便で新規就航（イースター航空）

注： 東日本大震災発生後に縮小された航路（5月分）

北九州⇄光陽	2011年3月28日以降、週1往復便を運休（光陽フェリー）
対馬（厳原、比田勝）⇄釜山	2011年3月28日から6月16日まで、平日1便、及び週末2～3便を運休、 2011年6月17日以降は、平日1便のみを運休し、週末は運航（大亜高速海運）

- 同震災発生後、韓国外交通商部が発出していた渡航勧告のうち、東北3県・関東

1 県への渡航の自粛勧告と、福島第一原子力発電所の半径 80 キロ圏内からの退避勧告が 5 月にも継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3 月～5 月）

- ・韓国外交通商部は 3 月 13 日に、福島第一原子力発電所から半径 30 キロ以内を「渡航制限地域」、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県を「渡航自粛地域」、東京と千葉県を「渡航注意地域」にそれぞれ指定した。
- ・韓国外交通商部は 3 月 17 日に、福島第一原子力発電所から半径 80 キロ以内に滞在する韓国人に対して、退避を勧告した。
- ・韓国外交通商部は 4 月 13 日に、福島県飯館村、川俣村、田村市、南相馬市を「渡航制限地域」に追加指定した。また、青森県を「渡航自粛地域」から除外した。
- ・韓国外交通商部は 5 月 17 日に、東京と千葉県に対する「渡航注意地域」の指定を解除した。

- 一方、本年 5 月の祝日（子供の日、釈迦誕生日）は曜日の並びが良かったため、外国旅行需要が高まった。

注： 本年の子供の日は 5 月 5 日（木）、釈迦誕生日は 5 月 10 日（火）で、平日に 1 日休暇を取れば 4 連休となった。

- 韓国の旅行会社では、訪日旅行需要激減の現状を打開すべく、5 月に、九州などへの旅行商品を通常の半額程度の料金で販売した。また、韓国の一部船舶会社でも、人数限定で激安の運賃を販売した。

注： 5 月に販売された激安訪日旅行商品の例

九州個人旅行（3 泊 4 日、フェリー利用）： 7 万 9,000 ウォン（5,928 円）

福岡個人旅行（1 泊 2 日、高速船利用）： 6 万 9,000 ウォン（5,178 円）

福岡個人旅行（1 泊 2 日、航空便利用）： 8 万 5,000 ウォン（6,378 円）

注： 5 月に販売された激安フェリー運賃の例

韓国・東海市⇄境港（600 人限定販売）： 18 万ウォン（13,507 円） → 9,900 ウォン（743 円）

- 日中韓 3 国首脳は、5 月 22 日に東京で「第 4 回日中韓サミット」を開催し、3 国間の観光交流を発展させることを確認した。また、日中韓 3 国の観光担当大臣は、5 月 28 日から 31 日まで韓国で「第 6 回日中韓観光大臣会合」を開催し、震災に対して正確に情報発信を行うことや、訪日客の回復に向けて協力し合うことなどについて合意した。

注： これに先立ち、溝畑観光庁長官は 4 月 22 日に訪韓し、「深刻な被害が出ている一部地域を除けば、安心して訪日旅行ができる」ことをアピールした。また、JNTO や日本の地方自治体でも、日本の状況に関する情報発信（旅行の安全性の周知）に努めた。

◆中国

東日本大震災の影響により、5 月の訪日客は 47.8%減

5 月： 58,700 人（前年同月比 47.8%減、53,900 人減）

1～5 月： 401,800 人（前年同期比 33.1%減、198,500 人減）

本年 5 月の訪日外客数は、これまで 5 月として過去最高を記録していた 2010 年（112,558 人）と比べ、約 53,900 人少なかった。また、本年 1 月～5 月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた 2010 年 1 月～5 月累計（600,274 人）と比べ、約 198,500 人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5 月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。
- 同震災発生後、日中航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便（5月分）

仙台⇄大連⇄北京 2011年3月11日以降、週2便を運休（中国国際航空）
仙台⇄上海（浦東）⇄北京 2011年3月12日以降、週3便を運休（中国国際航空）
仙台⇄長春 2011年3月14日以降、週2便を運休（中国南方航空）
福島⇄上海（浦東） 2011年3月17日から10月30日まで、週2便を運休（中国東方航空）
成田⇄北京 2011年3月27日から6月1日まで、週19便を週12便に減便（中国国際航空）
成田⇄上海（浦東） 2011年3月27日から6月15日まで、週21便を週14便に減便（中国国際航空）
羽田⇄北京 2011年3月27日から6月30日まで、週14便を週7便に減便（中国国際航空）
那覇⇄上海（浦東） 2011年3月27日から7月31日まで、週4便を週2便に減便（中国東方航空）
成田⇄北京 2011年3月28日以降、週7便を運休（ユナイテッド航空）
富山⇄大連⇄北京 2011年4月1日から6月30日まで、週7便を週4便に減便（中国南方航空）
成田⇄北京 2011年4月6日から6月30日まで、週14便を週7便に減便（日本航空）
関西⇄成都 2011年4月9日から5月30日まで、週3便を運休（中国国際航空）
関西⇄上海（浦東） 2011年4月11日から6月18日まで、週7便を運休（上海航空）
成田⇄北京 2011年4月18日から6月30日まで、週14便を週7便に減便（全日空）
関西⇄上海（浦東） 2011年5月2日と3日に、1日3便のうちの1便を運休（中国東方航空）
新千歳⇄北京 2011年5月3日、10日、11日、15日、17日、22日、24日、29日、31日の便を運休
（中国国際航空）
新千歳⇄上海（浦東） 2011年5月4日、6日、8日、11日、13日、15日、18日、21日、22日、24日、27日、
29日、31日の便を運休（中国東方航空）
福岡⇄上海（浦東） 2011年5月6日、13日、15日、20日に、1日2便のうちの1便を運休（中国東方航空）
関西⇄北京 2011年5月9日、10日、12日、13日、17日、19日、20日、23日、26日、27日、30日の便を運休
（中国国際航空）
静岡⇄上海（浦東） 2011年5月11日から6月29日まで、週4便を週2便に減便（中国東方航空）
長崎⇄上海（浦東） 2011年5月27日から6月13日まで、週2便を運休（中国東方航空）
関西⇄南京 2011年5月31日、6月6日、13日、20日、27日に運休（中国東方航空）
その他、2011年3月以降、増便が予定されていた航空便が相次いで延期された。

注： 東日本大震災発生後に拡充された主な航空便（5月分）

中部⇄上海（浦東） 2011年3月27日以降、週7便で運航を再開（全日空）

● 同震災発生後、日本へのクルーズ船の寄港が全て中止された。

注： 同震災発生以前に九州に寄港していた「コスタ・クルーズ」と「ロイヤル・カリビアン・インターナショナル」の各クルーズ船は、先月に引き続き5月も日本への寄港を中止した。（なお、「ロイヤル・カリビアン・インターナショナル」は、8月から再開予定）

- 子供は大人よりも放射線被曝の影響が大きいという報道が中国でなされたことから、一人っ子政策により特に子供の安全を重視する中国では、訪日教育旅行が敬遠されている。
- 同震災発生後、中国外交部と中国国家旅遊局が発出していた渡航勧告のうち、東日本大震災の深刻な被災地への訪問自粛勧告と、それ以外の日本各地への安全に関する注意喚起が5月にも継続された。但し、4月29日の渡航勧告の緩和措置により、訪日団体ツアーの催行が再開された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

- ・ 中国外交部と中国国家旅遊局は3月11日に、日本への渡航については慎重に判断し、福島、仙台など被害が深刻な地域への渡航は避けるよう勧告した。
- ・ 中国国家旅遊局は3月15日に、東日本大震災の被災地への渡航を延期するよう勧告した。
- ・ 中国外交部は3月15日に、東日本大震災の被災地から退避するよう勧告した。
- ・ 中国外交部と中国国家旅遊局は4月29日に、東日本大震災の深刻な被災地への訪問は自粛し、日本の他の地域を訪問する予定の中国人観光客は、訪問先の衛生状態、及び日本の関係当局が出す情報に注意を払うよう求めた。

- 一方、4月29日以降、北海道、関東、中部、関西、九州、沖縄を訪問する団体ツアーが催行されるようになってきている。訪日団体ツアーは集客のため、震災前よりもほぼ半額で販売されており、旅行需要の喚起につながっている。なお、中国の大手旅行会社では5月上旬以降、訪日団体ツアーの広告を再開している。
- 日中韓3国首脳は、5月22日に東京で「第4回日中韓サミット」を開催し、3国間の観光交流を発展させることを確認した。また、日中韓3国の観光担当大臣は、5月28日から31日まで韓国で「第6回日中韓観光大臣会合」を開催し、震災に

対して正確に情報発信を行うことや、訪日客の回復に向けて協力し合うことなどについて合意した。

注：これに先立ち、溝畑観光庁長官は4月10日に訪中し、「深刻な被害が出ている一部地域を除けば、安心して訪日旅行ができる」ことをアピールした。また、JNTOや日本の地方自治体でも、日本の状況に関する情報発信（旅行の安全性の周知）に努めた。

◆台湾

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は40.4%減

5月： 68,000人（前年同月比40.4%減、46,200人減）

1～5月： 336,500人（前年同期比33.8%減、172,100人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2008年（134,862人）と比べ、約66,900人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～5月累計（592,338人）と比べ、約255,800人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。

注：東日本大震災発生後、訪日団体旅行の販売は滞っているが、5月は、訪日団体ツアーの3割～5割ほどが催行された。また、沖縄県については、もともと渡航自粛地域に指定されていなかったことから、訪日客の減少幅は本土ほど低くはなかったとみられる。5月には台湾（基隆）と那覇、石垣島を結ぶクルーズ船が運航され、7,900人ほどの実績があった。

- 同震災発生後、日台航空便が全般的に縮小している。

注：東日本大震災発生後に縮小された主な航空便（5月分）

仙台⇄台北（桃園）	2011年3月11日から6月30日まで、週2便を運休（エバー航空）
成田⇄台北（桃園）	2011年4月8日から5月12日まで、週10便を週7便に減便 2011年5月13日から5月31日まで、週7便を週5便に減便（エバー航空）
成田⇄台北（桃園）	2011年5月1日と、5月4日から6月24日まで、週14便を週7便に減便（日本航空）
関西⇄台北（桃園）	2011年5月1日、6日と、5月8日から6月24日まで、週14便を週7便に減便（日本航空）
成田⇄高雄	2011年5月6日と、5月9日から6月24日まで、週7便を週3便に減便（日本航空）
宮崎⇄台北（桃園）	2011年5月8日の便を運休（中華航空）
成田⇄台北（桃園）	2011年5月8日から5月14日まで、週19便を週14便に減便 2011年5月15日から5月21日まで、週15便で運航 2011年5月22日から5月28日まで、週17便で運航 2011年5月29日から6月4日まで、週18便で運航（中華航空）
新千歳⇄台北（桃園）	2011年5月9日から5月31日まで、週7便を週2便に減便（中華航空）
羽田⇄台北（松山）	2011年5月9日から6月30日まで、週14便を週7便に減便（エバー航空）
那覇⇄台北（桃園）	2011年5月9日から5月31日まで、週14便を週9便に減便（中華航空）
中部⇄高雄	2011年5月21日、25日の便を運休（中華航空）

注：東日本大震災発生後に拡大された航空便（5月分）

関西⇄台北（桃園）	2011年4月28日以降、週7便を週10便に増便（中華航空）
新千歳⇄台北（桃園）	2011年5月9日から6月19日まで、週3便を週4便に回復（エバー航空）
新千歳⇄台北（桃園）	2011年5月24日以降、2か月半ぶりに北海道へのチャーター便の運航を再開（5月24日に函館便、5月28日に旭川便が運航）（復興航空）

- 同震災発生後、台湾外交部が発出していた渡航勧告のうち、東北からの退避勧告と、東北・沖縄を除く日本各地への渡航注意勧告が5月にも継続された。

注：日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

- ・台湾外交部は3月15日に、東北、関東の全域、及び北海道東部と南部の沿岸地域を「退避勧告地域」に、沖縄を除く「退避勧告地域」以外の日本各地を「渡航注意地域」にそれぞれ指定した。また、同日、被災地域（青森県、

岩手県、宮城県、福島県、山形県、茨城県、北海道)からの退避を勧告した。

・台湾外交部は4月20日に、「退避勧告地域」に指定していた関東の全域、及び北海道東部と南部の沿岸地域を「渡航注意地域」に緩和した。(4月20日以降、東北のみ「退避勧告地域」の指定が継続されている。)

- 台湾教育部は3月15日に、本年8月まで訪日教育旅行を取り消すよう通達を出した。
- 一方、観光庁と東北観光推進機構は5月12日、台湾でメディアを対象に、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故後の訪日旅行の安全性に関する記者会見を開いた。訪日旅行の不安を和らげる契機となった。
- 王金平 行政院長が、300人規模の台湾人観光訪問団を率いて、5月12日から15日まで北海道(釧路、札幌、小樽など)を訪問し、旅行の安全性をアピールした。これが台湾で大きく報道され、訪日旅行の不安払拭にプラスに作用した。
- 全日空、中華航空、エバー航空が本年5月に、一部の日台航空路線で破格の特別料金を提示した。訪日旅行をためらう一般消費者への刺激要因となった。

◆香港

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は71.6%減

5月： 11,600人(前年同月比71.6%減、29,300人減)

1~5月： 115,200人(前年同期比44.2%減、91,400人減)

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2010年(40,864人)と比べ、約29,300人少なかった。また、本年1月~5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月~5月累計(215,029人)と比べ、約99,800人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。
- 同震災発生後、日香航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便(5月分)

新千歳⇄香港 2011年3月27日から9月30日まで、週4便を運休(香港エクスプレス航空)

成田⇄香港 2011年4月1日から8月31日まで、週35便を週21便に減便(但し、ゴールデンウィーク期間中等を除く)(キャセイパシフィック航空)

中部⇄香港 2011年4月1日から9月4日まで、週17便を週14便に減便(キャセイパシフィック航空)

関西⇄香港 2011年4月1日から8月31日まで、週28便を週21便に減便(キャセイパシフィック航空)

那覇⇄香港 2011年4月1日から7月3日まで、週2便を運休(香港ドラゴン航空)

成田⇄香港 2011年4月6日から6月30日まで、週7便を運休(但し、ゴールデンウィーク期間中等を除く)(日本航空)

新千歳⇄香港 2011年5月1日から7月10日まで、週4便を週2便に減便(キャセイパシフィック航空)

福岡⇄香港 2011年5月1日から8月31日まで、週7便を週5便に減便(香港ドラゴン航空)

羽田⇄香港 2011年5月9日から6月4日まで、週14便を週11便に減便(キャセイパシフィック航空)

- 同震災発生後、香港特別行政区政府が発出していた渡航勧告のうち、東北3県・関東1県への渡航の延期勧告と、それ以外の日本各地への渡航注意勧告が5月にも継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況(3月~5月)

・香港特別行政区政府は3月13日に、福島県への渡航を延期するよう勧告した。また、被災地への訪問を避けるよう勧告した。

- ・香港特別行政区政府は3月15日に、福島県に次いで、岩手県、宮城県、茨城県への渡航を延期するよう勧告した。また、日本のその他の地域へは、必要不可欠な場合を除いて旅行を延期するよう勧告した。
- ・香港特別行政区政府は3月17日に、福島第一原子力発電所事故の今後の状況悪化を想定して、東京から退避するよう勧告した。
- ・香港特別行政区政府は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県以外の地域について、3月15日以降、必要不可欠な旅行をする場合を除いて渡航を延期するよう勧告していたが、4月18日に、渡航注意勧告へと緩和した。（4月18日以降、渡航延期勧告の対象地域は、岩手県、宮城県、福島県、茨城県となっており、それ以外の地域は、渡航注意勧告の対象地域として緩和されている。）

- 一方、5月17日以降、東京への訪日団体ツアーも催行されるようになってきている。なお、訪日団体ツアーは集客のため、震災前よりも3割以上安く販売されているものがあり、旅行需要の喚起につながっている。

注： 訪日団体ツアーの震災前後の料金

東京・箱根・富士山ツアー（4泊5日）： 6,699香港ドル（70,064円） → 4,799香港ドル（50,192円）
 大阪・和歌山ツアー（4泊5日）： 6,899香港ドル（72,156円） → 5,099香港ドル（53,330円）
 九州ツアー（4泊5日）： 6,399香港ドル（66,927円） → 5,199香港ドル（54,376円）

注： 本年4月には、北海道、中部（立山）、関西（大阪・和歌山）、九州、沖縄への訪日団体ツアーが催行された。5月末までの間に、訪日団体ツアーの種類や、取り扱い旅行会社数が増加（回復）した。

◆タイ

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は50.0%減

5月： 8,500人（前年同月比50.0%減、8,500人減）
 1～5月： 53,200人（前年同期比47.8%減、48,800人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2008年（20,309人）と比べ、約11,800人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2010年1月～5月累計（101,996人）と比べ、約48,800人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。
- 同震災発生後、日タイ航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された主な航空便（5月分）

成田⇄バンコク 2011年5月10日以降、1日3便のうちの1便を運休（タイ国際航空）
 関西⇄バンコク 2011年5月14日、21日、28日（バンコク出発日）に、1日2便のうちの1便を運休（タイ国際航空）
 福岡⇄バンコク 2011年5月18日、21日の便を運休（タイ国際航空）
 中部⇄バンコク 2011年5月21日に、1日2便のうちの1便を運休（タイ国際航空）

- 同震災発生後、タイ外務省が発出していた渡航勧告のうち、被災地への渡航の延期勧告と、東北3県からの退避勧告が5月にも継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

- ・タイ外務省は3月12日に、東日本大震災の被災地への渡航について、その是非を十分検討するよう勧告した。
- ・タイ外務省は3月15日に、東日本大震災の被災地への渡航について、延期を検討するよう勧告した。
- ・タイ外務省は3月16日に、日本に在住するタイ人に対し、特段滞在する必要がない場合には、一時的に日本から避難することを検討するよう勧告した。
- ・タイ外務省は3月21日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在するタイ人に対して、同域内に居住する必要性がない限り、移動を検討するよう勧告した。また、岩手県、宮城県、福島県に居住するタイ人に対して、タイへの帰国を望まない場合は日本の南の地方に移動するよう勧告した。
- ・タイ外務省は4月12日に、日本政府の発表に準じて、福島第一原子力発電所から半径80キロ圏内としていた退避勧告地域を、半径30キロ圏内へと緩和した。

- 一方、5月1日以降、東京、中部、関西方面への訪日団体ツアーが催行されるようになっている。訪日団体ツアーは集客のため、震災前よりも2割～3割安で販売されており、旅行需要の喚起につながっている。なお、タイの大手旅行会社では5月上旬以降、訪日団体ツアーの広告を再開している。

注： 訪日団体ツアーの震災前後の料金

東京ツアー（3泊6日）： 4万2,900バーツ（115,041円） → 2万9,900バーツ（80,180円）

高山・日本アルプスツアー（4泊6日）： 5万3,900バーツ（144,538円） → 4万3,900バーツ（117,722円）

北海道ラベンダーツアー（3泊5日）： 5万3,900バーツ（144,538円） → 4万3,900バーツ（117,722円）

◆シンガポール

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は53.5%減

5月： 7,000人（前年同月比53.5%減、8,000人減）

1～5月： 37,200人（前年同期比37.7%減、22,500人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2008年（15,699人）と比べ、約8,700人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～5月累計（61,698人）と比べ、約24,500人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。
- 同震災発生後、日シ航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された航空便（5月分）

羽田⇄シンガポール 2011年3月27日から8月31日まで、1日2便のうちの1便を運休（但し、5月29日から5月31日の間を除く）（シンガポール航空）

成田⇄シンガポール 2011年4月5日以降、1日2便のうちの1便の航空機材を縮小、

2011年4月17日以降、1日2便のうちのもう1便の航空機材も縮小（シンガポール航空）

- 同震災発生後、シンガポール外務省が発出していた渡航勧告のうち、東北3県の沿岸部及び福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内への渡航回避勧告と、同発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告が5月にも継続された。それ以外の日本各地への渡航延期勧告は5月中旬に解除された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

・シンガポール外務省は3月13日に、日本への不要不急の渡航を延期するよう強く勧告するとともに、訪日旅行がどうしても避けられない場合は、オンラインでの渡航登録をするよう強く勧告した。

・シンガポール外務省は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径100キロ以内に滞在するシンガポール人に対して、退避するよう勧告した。特に、福島県、宮城県からは即時退避するとともに、近接する山形県、新潟県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からも、その場に残らなければならない絶対的な理由がない場合を除いて、退避を検討するよう強く求めた。

・シンガポール外務省は5月12日に、日本への不要不急の渡航を延期する勧告を解除した。但し、岩手県、宮城県、福島県の各沿岸部と、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内への旅行を回避するよう勧告した。また、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在するシンガポール人に対して、安全な地域へ退避するよう勧告した。

- シンガポール議会の総選挙が5月7日に行われた。義務投票制が採用されているため、旅行需要が縮小した。

注： シンガポール議会は4月19日に解散し、5月7日には投開票が行われた。シンガポールでは、正当な理由なく投票を行わなかった場合、選挙人名簿から抹消される。また、選挙人名簿を復活させる場合は50シンガポールドルの罰金を支払う必要がある。

- 一方、シンガポール系の航空会社などが、5月に日本行きの割安航空運賃を設定した。これにより、訪日旅行需要が下支えされた。

注：シンガポール航空は、通常800～1,000シンガポールドル（燃油サーチャージと空港税込み）で設定されている日本行き航空券（成田、羽田、中部、関西、福岡）を、4月22日以降、398シンガポールドル（燃油サーチャージと空港税込み、5月6日までに購入し5月31日までにシンガポールを出発するという条件）で販売した。

- 4月29日以降、北海道、東京、中部、ゴールデンルート（関東+関西）への訪日団体ツアーが催行されるようになっている。なお、訪日団体ツアーは集客のため、震災前よりも最大で半額ほどで販売されているものがあり、旅行需要の喚起につながっている。

注：訪日団体ツアーの震災前後の料金

北海道ツアー（5泊7日）：約2,500シンガポールドル（163,963円）→1,200～1,500シンガポールドル（78,702円～98,378円）

◆豪州

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は49.4%減

5月：7,400人（前年同月比49.4%減、7,200人減）

1～5月：76,900人（前年同期比23.9%減、24,100人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2008年（16,412人）と比べ、約9,000人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～5月累計（107,862人）と比べ、約31,000人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。
- 本年5月に日豪航空便が縮小された。

注：日豪間の航空便の縮小（5月分）

成田 / 関西⇄ケアンズ / ゴールドコースト / シドニー 2011年4月1日から8月31日まで、日豪間の全路線（週25便）を一部運休（ジェットスター航空）

成田⇄パース 2011年5月10日以降、週3便を運休（カンタス航空）

成田⇄シドニー 2011年5月10日から7月3日まで、週7便のうちの4便の機材を小型化（カンタス航空）

- 同震災発生後、豪州外務貿易省が発出していた渡航勧告のうち、東北3県・関東2県への旅行の回避勧告と、それ以外の地域への旅行の高度の注意勧告、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告が5月にも継続された。

注：日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

- ・ 豪州外務貿易省は3月13日に、福島県への渡航を再考するよう勧告した。
- ・ 豪州外務貿易省は3月14日に、宮城県への渡航も再考するよう勧告した。
- ・ 豪州外務貿易省は3月18日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在する豪州人に対して、退避するよう勧告するとともに、東京とその周辺地域、及び本州の東京以北の地域については、必要不可欠な場合を除いて旅行を回避するよう勧告した。（→渡航勧告5段階の最高警戒レベル） また、それ以外の地域の旅行も高度に注意するよう勧告した。（→渡航勧告5段階の第3レベル）
- ・ 豪州外務貿易省は4月15日に、本州の東京以北の地域について、旅行回避の対象地域（渡航勧告5段階の最高警戒レベル）を、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県のみに縮小し、東京などそれ以外の地域は、旅行に高度の注意を払う地域（渡航勧告5段階の第3レベル）に引き下げた。

- 一方、本年5月には、シドニーやメルボルンでスキー関連の旅行博などが開催され、会場や旅行業界紙を通じて、訪日旅行の安全性に関する情報発信を行った。

◆米国

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は37.8%減

5月： 40,800人（前年同月比37.8%減、24,800人減）

1～5月： 206,400人（前年同期比30.3%減、89,900人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2005年（73,094人）と比べ、約32,300人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2005年1月～5月累計（341,813人）と比べ、約135,400人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。

注： 東日本大震災発生後、訪日団体旅行の販売が滞っていたが、4月22日以降、一部で訪日団体ツアーの催行が確認された。

- 同震災発生後、日米航空便が縮小している。

注： 東日本大震災発生後に縮小された航空便（5月分）

羽田⇨ロサンゼルス 2011年3月23日から5月31日まで、週7便を運休（デルタ航空）

羽田⇨デトロイト 2011年3月24日から6月14日まで、週7便を運休（デルタ航空）

成田⇨ポートランド 2011年4月から5月にかけて、計10便を運休（デルタ航空）

成田⇨サンフランシスコ 2011年4月から5月にかけて、計10便を運休（デルタ航空）

中部⇨ホノルル 2011年4月4日から6月15日まで、週7便を運休（デルタ航空）

羽田⇨ニューヨーク 2011年4月6日から6月30日まで、週7便を運休（但し、ゴールデンウィーク期間中を除く）（アメリカン航空）

成田⇨シアトル 2011年5月に、計11便を運休（ユナイテッド航空）

成田⇨ロサンゼルス 2011年5月に、計3便を運休（ユナイテッド航空）

成田⇨ホノルル 2011年5月に、計3便を運休（日本航空）

羽田⇨ホノルル 2011年5月17日から5月31日まで、航空機材を小型化（日本航空）

注： 東日本大震災発生後に拡大された航空便（5月分）

関西⇨ニューヨーク 2011年4月28日以降、週3便で新規就航（中華航空）

- 同震災発生後、日本へのクルーズ船の寄港が一部で取り消された。5月には最大で5千人ほどの米国人旅行者の需要が失われた。
- 同震災発生後、米国国務省が発出していた渡航勧告のうち、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告が5月にも継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

- ・米国国務省は3月11日に、政府関係者などに対して、日本への不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。また、一般市民に対して、日本への観光旅行などの自粛を勧告した。
- ・駐日米国大使館は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在する米国人に対して、退避するよう勧告した。また、日本に在住する米国人に対して、国外に退去することを検討するよう勧告した。
- ・米国国務省は3月17日に、日本への渡航を予定している米国人に対して、不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。
- ・米国国務省は4月1日に、米国人の一般市民に対して、日本での観光旅行を自粛する地域を、新潟県、長野県、山梨県、静岡県以東の本州に限定した。それ以外の地域は、渡航自粛対象地域から除外した。
- ・米国国務省は4月14日に、米国人の一般市民に対して、日本での観光旅行を自粛する地域を、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に限定した。それ以外の地域は、渡航自粛対象地域から除外した。
- ・米国国務省は5月16日に、米国人の一般市民に対して、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告は継続するものの、同80キロ圏内を東北新幹線か東北自動車道を通って移動することは安全であると表明した。

- 円の高止まりにより、消費者が旅行地として日本を選択する上で不利な状況となっている。

注： 本年5月は1米ドル=81.2円、昨年5月は1米ドル=91.7円であった。

◆カナダ

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は59.7%減

5月： 5,800人（前年同月比59.7%減、8,600人減）
1～5月： 40,100人（前年同期比40.6%減、27,400人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2010年（14,394人）と比べ、約8,600人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～5月累計（74,575人）と比べ、約34,500人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。

注： 東日本大震災発生後、訪日団体旅行の販売が滞っていたが、4月21日以降、一部で訪日団体ツアーの催行が確認された。

- 同震災発生後、カナダ外務・国際貿易省が発出していた渡航勧告のうち、東北の被災地域への旅行の回避勧告と、福島第一原子力発電所の半径80キロ圏内からの退避勧告が5月にも継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

- ・カナダ外務・国際貿易省は3月12日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県への不要不急な旅行を回避するよう勧告した。
- ・カナダ外務・国際貿易省は3月14日に、千葉県、東京とその近郊を「不要不急な渡航回避地域」に追加した。また、福島第一原子力発電所から半径20キロ圏内を、「全ての旅行に対する回避勧告地域」に指定した。
- ・カナダ外務・国際貿易省は3月16日に、「全ての旅行に対する回避勧告地域」を、福島第一原子力発電所から半径80キロ圏内に拡大した。
- ・カナダ外務・国際貿易省は4月6日に、青森県、千葉県、東京とその近郊を「不要不急な渡航回避地域」から除外した。一方、栃木県と群馬県を新たに「不要不急な渡航回避地域」に追加した。
- ・カナダ外務・国際貿易省は4月21日に、群馬県を「不要不急な渡航回避地域」から除外した。（同日以降、「不要不急な渡航回避地域」は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県となった。）
- ・カナダ外務・国際貿易省は5月18日に、「不要不急な渡航回避地域」を県名で表示することをやめ、その代わりに、地震・津波により直接的な被害を受け、現在復旧中か復旧を必要としている東北の地域を「不要不急な渡航回避地域」とした。

- 日加航空便は、本年3月以降拡充されているものの、一部の航空機材は縮小されている。

注： 3月以降拡充・変更されている航空便

成田⇄バンクーバー 2011年3月2日以降、航空機材を大型化（エア・カナダ）

羽田⇄バンクーバー 2011年3月5日に就航を予定していたが、事業計画の見直しにより就航を無期延期（エア・カナダ）

成田⇄カルガリー 2011年3月26日から10月27日まで、週5便（当面は運航便数を調整）で運航を再開

（エア・カナダ）

注： 3月以降縮小されている航空便

成田⇄バンクーバー 2011年3月27日以降、航空機材を小型化（日本航空）

◆英国

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は42.5%減

5月： 8,600人（前年同月比42.5%減、6,400人減）
1～5月： 54,200人（前年同期比31.5%減、24,900人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2002年（20,291人）と比べ、約11,700人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2005年1月～5月累計（95,895人）と比べ、約41,700人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。

注： 東日本大震災発生後、訪日団体旅行の販売が滞っていたが、3月25日以降、一部で訪日団体ツアーの催行が確認された。

- 同震災発生後、日英航空便が縮小した。

注： 東日本大震災発生後に縮小された航空便（5月分）
羽田⇄ロンドン 2011年4月3日から5月29日まで、週5便を運休（ブリティッシュ・エアウェイズ）

- 同震災発生後、英国外務省が発出していた渡航勧告のうち、東北などへの渡航の自粛勧告と、福島第一原子力発電所の半径60キロ圏内からの退避勧告、東京以東の英国人居住者を対象とした福島第一原子力発電所の動向に関する注意勧告が5月にも継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）
・英国外務省は3月13日に、東京や東北などへの不要不急の渡航を全て自粛するよう勧告した。
・英国外務省は3月17日に、福島第一原子力発電所から半径80キロ以内に滞在する英国人に対して、退避するよう勧告した。
・英国外務省は4月7日に、訪問自粛対象地域から東京を除外した。また、東京以東に居住する英国人に対し、福島第一原子力発電所の動向に注意するよう勧告した。
・英国外務省は4月18日に、退避勧告地域を福島第一原子力発電所から半径60キロ圏内に緩和した。

- 景気の回復が遅れており、旅行意欲が停滞している。

注： 英国国家統計局によると、経済成長率（GDP）は、2010年第4四半期が前期比0.5%減、2011年第1四半期が同0.5%増であった。

◆フランス

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は56.9%減

5月： 5,900人（前年同月比56.9%減、7,800人減）
1～5月： 35,500人（前年同期比42.1%減、25,800人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2010年（13,699人）と比べ、約7,800人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2010年1月～5月累計（61,333人）と比べ、約25,800人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。

注： フランスでは5月にも、福島第一原子力発電所事故の状況がほぼ連日報じられた。身近で起こったチェルノブイリ原発事故（1986年）の恐怖心が人々の間でよみがえっており、この時期に日本へ渡航することが強く敬遠されている。

- 同震災発生後、日仏航空便の一部で航空機材が縮小された。

注： 東日本大震災発生後に縮小された航空便（5月分）
成田⇄パリ 2011年3月14日以降、1日2便のうちの1便の航空機材を縮小（エールフランス航空）

- 同震災発生後、フランス外務省が発出していた渡航勧告のうち、福島県への渡航の自粛勧告、その他東北1県・関東2県への観光旅行の自粛勧告、福島第一原子力発電所の半径40キロ圏内からの退避勧告が5月中継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

- ・フランス外務省と駐日フランス大使館は3月13日に、日本への渡航を自粛するよう強く勧告するとともに、日本滞在中のフランス人に対しては、急用でない限り、東京を含む関東から退避するよう勧告した。
 - ・フランス外務省は3月28日に、日本への渡航自粛勧告について、「急用でない限り日本への渡航を自粛する」という内容に緩めたものの、宮城県、福島県、茨城県、栃木県に限っては、訪問を自粛するよう強く勧告するとともに、関東から退避したフランス人に対しては、急用がない限り関東へは戻らないよう勧告した。
 - ・フランス外務省は4月7日に、仕事や家族の関係で必要不可欠な場合を除き、日本へ渡航しないよう勧告した。また、引き続き、宮城県、福島県、茨城県、栃木県への訪問自粛を強く勧告した。なお、関東に居住するフランス人に対しては、茨城県、栃木県を除き、関東からの退避勧告を解除した。
 - ・フランス外務省は4月14日に、宮城県、福島県、茨城県、栃木県への訪問自粛を強く勧告しながらも、それ以外の日本全域への渡航延期勧告は解除した。また、東京での旅行及び居住は現在のところ、健康への危険性がないと言及した。
 - ・フランス外務省は5月13日に、宮城県、茨城県、栃木県への商用目的、個人的事情による渡航に関しては、自粛勧告を解除した。但し、これら3県への観光目的の渡航に関しては、自粛勧告を引き続き継続した。また、福島第一原子力発電所から半径40キロ以内へは渡航しないよう強く勧告した。
- フランス・ツアーオペレーター協会は4月30日以降、宮城県、福島県、茨城県、栃木県以外の日本全域への渡航自粛を解除した。

◆ドイツ

東日本大震災の影響により、5月の訪日客は59.8%減

5月： 4,400人（前年同月比59.8%減、6,500人減）

1～5月： 28,900人（前年同期比41.6%減、20,600人減）

本年5月の訪日外客数は、これまで5月として過去最高を記録していた2010年（10,944人）と比べ、約6,500人少なかった。また、本年1月～5月累計の訪日外客数は、これまで過去最高を記録していた2008年1月～5月累計（53,255人）と比べ、約24,400人少なかった。

[要因]

- 東日本大震災の影響により、5月にも訪日旅行が敬遠された。特に福島第一原子力発電所事故により、旅行の前提となる安全・安心に対する懸念が払拭されていないことが大きく影響した。

注： ドイツでは5月にも、福島第一原子力発電所事故の状況がほぼ連日報じられた。身近で起こったチェルノブイリ原発事故（1986年）の恐怖心が人々の間でよみがえっており、この時期に日本へ渡航することが強く敬遠されている。

- 同震災発生後、ドイツ外務省が発出していた渡航勧告のうち、首都圏への旅行注意勧告と、福島第一原子力発電所の半径 30 キロ圏内及び隣接する 3 市・村からの退避勧告が 5 月中継続された。

注： 日本への渡航に関する勧告状況（3月～5月）

- ・ドイツ外務省は3月13日に、日本に居住・滞在するドイツ人に対して、東日本大震災の被災地から離れるよう警告した。また、福島第一原子力発電所近くや首都圏にいるドイツ人に対して、滞在の是非を検討するよう勧告した。更に、日本への渡航を予定しているドイツ人に対して、不要不急の渡航を自粛するよう勧告した。
- ・ドイツ外務省と駐日ドイツ大使館は3月29日に、東北の被災地に滞在しないよう警告するとともに、福島第一原子力発電所の状況が安定するまで、東京・横浜地区、千葉県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、群馬県、栃木県、茨城県、福島県、宮城県、山形県、北海道に居住・滞在するドイツ人に対して、滞在が必要不可欠でない限り、一時的に退避するよう勧告した。
- ・ドイツ外務省と駐日ドイツ大使館は4月7日に、退避勧告地域から首都圏やその他の県を解除した。但し、福島第一原子力発電所の周囲70キロ圏内には滞在・訪問しないよう警告するとともに、関東への不要不急の旅行を差し控え、かつ、子供と若年層は首都圏での滞在を避けるよう勧告した。
- ・ドイツ外務省は、首都圏への旅行について、3月18日以降、必要不可欠な旅行をする場合を除いて渡航を自粛するよう勧告していたが、4月21日に、渡航注意勧告へと緩和した。
- ・ドイツ外務省は5月2日に、退避勧告地域を、福島第一原子力発電所の周囲70キロ圏内から、周囲30キロ圏内及び隣接する飯舘村、葛尾村、南相馬市へと緩和した。また、引き続き、首都圏への旅行には注意を払うよう勧告した。但し、子供と若年層の首都圏での滞在回避勧告は解除した。

2011年3月 国・地域別 / 目的別 訪日外客数 (暫定値)

Visitor Arrivals by Country/Area & Purpose of Visit for Mar. 2011 (provisional figures)

作成: 日本政府観光局(JNTO) / Compilation: Japan National Tourism Organization

国・地域	Country/Area	総数 Total			観光客 Tourism			商用客 Business			その他客 Others		
		2010年 3月 Mar.	2011年 3月 Mar.	伸率 % Change									
総数	Grand Total	709,684	352,666	-50.3	484,298	190,723	-60.6	123,965	75,951	-38.7	101,421	85,992	-15.2
アジア	Asia Total	508,114	252,412	-50.3	348,988	133,033	-61.9	75,530	48,486	-35.8	83,596	70,893	-15.2
韓国	South Korea	169,295	89,115	-47.4	121,088	49,968	-58.7	30,120	21,884	-27.3	18,087	17,263	-4.6
中国	China	123,314	62,449	-49.4	57,532	14,881	-74.1	18,946	10,043	-47.0	46,836	37,525	-19.9
台湾	Taiwan	89,524	42,093	-53.0	76,454	32,266	-57.8	8,684	6,072	-30.1	4,386	3,755	-14.4
香港	Hong Kong	36,366	14,115	-61.2	32,961	12,126	-63.2	2,790	1,571	-43.7	615	418	-32.0
タイ	Thailand	28,340	11,718	-58.7	23,478	8,235	-64.9	2,829	1,784	-36.9	2,033	1,699	-16.4
シンガポール	Singapore	13,469	6,290	-53.3	10,813	4,711	-56.4	2,390	1,292	-45.9	766	287	7.9
マレーシア	Malaysia	12,130	5,483	-54.8	8,386	3,334	-60.2	2,251	1,221	-45.8	1,493	928	-37.8
インドネシア	Indonesia	6,381	3,863	-39.5	4,104	2,071	-49.5	1,031	658	-36.2	1,246	1,134	-9.0
フィリピン	Philippines	7,907	4,532	-42.7	5,204	2,364	-54.6	1,166	809	-30.6	1,537	1,359	-11.6
インド	India	5,310	3,475	-34.6	1,658	670	-59.6	2,448	1,318	-46.2	1,204	1,487	23.5
ベトナム	Vietnam	4,606	3,220	-30.1	1,335	470	-64.8	665	454	-31.7	2,606	2,296	-11.9
イスラエル	Israel	1,993	470	-76.4	1,557	212	-86.4	392	214	-45.4	44	44	0.0
その他アジア	Asia Unclassified	9,479	5,589	-41.0	4,418	1,725	-61.0	1,818	1,166	-35.9	3,243	2,698	-16.8
ヨーロッパ	Europe Total	84,323	36,937	-56.2	54,475	18,275	-66.5	22,912	12,428	-45.8	6,936	6,234	-10.1
英国	United Kingdom	17,809	10,127	-43.1	11,237	5,323	-52.6	5,048	3,125	-38.1	1,524	1,679	10.2
フランス	France	13,265	5,798	-56.3	8,465	2,676	-68.4	3,413	1,978	-42.0	1,387	1,144	-17.5
ドイツ	Germany	14,141	4,950	-65.0	8,308	2,052	-75.3	4,957	2,218	-55.3	876	680	-22.4
イタリア	Italy	6,235	2,310	-63.0	4,292	1,128	-73.7	1,664	698	-58.1	279	484	73.5
ロシア	Russia	4,478	2,091	-53.3	2,942	1,089	-63.0	972	628	-35.4	564	374	-33.7
スペイン	Spain	4,338	1,241	-71.4	3,629	764	-78.9	521	321	-38.4	188	156	-17.0
オランダ	Netherlands	3,064	1,445	-52.8	1,803	711	-60.6	1,107	598	-46.0	154	136	-11.7
スウェーデン	Sweden	3,384	1,344	-60.3	2,154	608	-71.8	994	552	-44.5	236	184	-22.0
スイス	Switzerland	2,667	968	-63.7	1,941	558	-71.3	590	305	-48.3	136	105	-22.8
フィンランド	Finland	1,942	833	-57.1	1,368	520	-62.0	404	225	-44.3	170	88	-48.2
ベルギー	Belgium	1,401	651	-53.5	698	307	-56.0	600	258	-57.0	103	86	-16.5
デンマーク	Denmark	1,742	708	-59.4	1,133	359	-68.3	512	288	-43.8	97	61	-37.1
オーストリア	Austria	1,395	503	-63.9	890	256	-71.2	392	180	-54.1	113	67	-40.7
アイルランド	Ireland	1,076	572	-46.8	645	260	-59.7	338	196	-42.0	93	116	24.7
ポルトガル	Portugal	843	331	-60.7	709	233	-67.1	89	62	-30.3	45	36	-20.0
ノルウェー	Norway	1,467	598	-59.2	1,043	313	-70.0	309	225	-27.2	115	60	-47.8
その他ヨーロッパ	Europe Unclassified	5,076	2,467	-51.4	3,218	1,118	-65.3	1,002	571	-43.0	856	778	-9.1
アフリカ	Africa Total	1,751	1,089	-37.8	585	287	-50.9	503	307	-39.0	663	495	-25.3
北アメリカ	North America Total	89,040	47,907	-46.2	60,189	29,090	-51.7	21,099	12,491	-40.8	7,752	6,326	-18.4
米国	U.S.A.	71,553	38,934	-45.6	46,296	22,773	-50.8	18,847	11,051	-41.4	6,410	5,110	-20.3
カナダ	Canada	15,125	7,852	-48.1	12,228	5,653	-53.8	1,863	1,229	-34.0	1,034	970	-6.2
メキシコ	Mexico	1,906	803	-57.9	1,452	537	-63.0	269	129	-52.0	185	137	-25.9
その他北アメリカ	North America Unclassified	456	318	-30.3	213	127	-40.4	120	82	-31.7	123	109	-11.4
南アメリカ	South America Total	3,261	1,674	-48.7	1,958	884	-54.9	646	293	-54.6	657	497	-24.4
ブラジル	Brazil	1,841	852	-53.7	1,076	438	-59.3	429	158	-63.2	336	256	-23.8
その他南アメリカ	South America Unclassified	1,420	822	-42.1	882	446	-49.4	217	135	-37.8	321	241	-24.9
オセアニア	Oceania Total	23,142	12,627	-45.4	18,066	9,148	-49.4	3,272	1,946	-40.5	1,804	1,533	-15.0
豪州	Australia	20,473	10,853	-47.0	16,432	8,162	-50.3	2,704	1,563	-42.2	1,337	1,128	-15.6
ニュージーランド	New Zealand	2,445	1,628	-33.4	1,571	931	-40.7	517	349	-32.5	357	348	-2.5
その他オセアニア	Oceania Unclassified	224	146	-34.8	63	55	-12.7	51	34	-33.3	110	57	-48.2
無国籍・その他	Stateless	53	20	-62.3	37	6	-83.8	3	0	-100.0	13	14	7.7

◆注1: 「訪日外客」とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から日本に永住する外国人を除き、これに、日本を経由して第三国へ向かうため日本に一時的に入国した通過客（一時上陸客）を加えた入国外国人旅行者のことである。「観光客」とは、短期滞在の入国者から「商用客」を引いた入国外国人で、親族友人訪問を含んでいる。「その他客」とは、観光、商用目的を除く入国外国人で、留学、研修、外交・公用などが含まれる。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆Note: If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

2011年1月～3月 国・地域別 / 目的別 訪日外客数 (暫定値)
 Visitor Arrivals by Country/Area & Purpose of Visit for Jan.-Mar. 2011 (provisional figures)

作成: 日本政府観光局(JNTO) / Compilation: Japan National Tourism Organization

国・地域	Country/Area	総数 Total			観光客 Tourism			商用客 Business			その他客 Others		
		2010年 1月～3月 Jan.-Mar.	2011年 1月～3月 Jan.-Mar.	伸率 % Change									
総数	Grand Total	2,015,012	1,746,163	-13.3	1,436,156	1,202,712	-16.3	323,902	297,346	-8.2	254,954	246,105	-3.5
アジア	Asia Total	1,529,491	1,348,116	-11.9	1,131,736	968,345	-14.4	197,016	183,358	-6.9	200,739	196,413	-2.2
韓国	South Korea	599,132	589,123	-1.7	475,202	470,069	-1.1	80,394	76,156	-5.3	43,536	42,898	-1.5
中国	China	336,928	266,942	-20.8	180,991	119,525	-34.0	48,439	42,885	-11.5	107,498	104,532	-2.8
台湾	Taiwan	284,789	232,654	-18.3	252,636	201,128	-20.4	21,474	21,041	-2.0	10,679	10,485	-1.8
香港	Hong Kong	119,123	97,836	-17.9	110,460	89,908	-18.6	7,278	6,702	-7.9	1,385	1,226	-11.5
タイ	Thailand	48,165	36,727	-23.7	36,425	25,260	-30.7	6,704	6,793	1.3	5,036	4,674	-7.2
シンガポール	Singapore	30,837	27,798	-9.9	23,912	21,632	-9.5	6,115	5,310	-13.2	810	856	5.7
マレーシア	Malaysia	24,762	21,405	-13.6	16,357	14,004	-14.4	5,490	4,808	-12.4	2,915	2,593	-11.0
インドネシア	Indonesia	13,479	12,986	-3.7	7,461	6,932	-7.1	2,624	2,691	2.6	3,394	3,363	-0.9
フィリピン	Philippines	18,944	15,787	-16.7	9,027	7,029	-22.1	3,669	3,194	-12.9	6,248	5,564	-10.9
インド	India	15,067	14,224	-5.6	3,674	2,515	-31.5	6,740	6,298	-6.6	4,653	5,411	16.3
ベトナム	Vietnam	9,995	9,742	-2.5	2,601	1,997	-23.2	1,638	1,747	6.7	5,756	5,998	4.2
イスラエル	Israel	3,319	1,597	-51.9	1,984	551	-72.2	1,188	921	-22.5	147	125	-15.0
その他アジア	Asia Unclassified	24,951	21,295	-14.7	11,006	7,795	-29.2	5,263	4,812	-8.6	8,682	8,688	0.1
ヨーロッパ	Europe Total	189,136	146,827	-22.4	109,029	74,609	-31.6	58,531	52,105	-11.0	21,576	20,113	-6.8
英国	United Kingdom	45,700	37,569	-17.8	27,126	20,518	-24.4	13,471	12,068	-10.4	5,103	4,983	-2.4
フランス	France	30,183	24,127	-20.1	17,345	12,451	-28.2	8,878	8,025	-9.6	3,960	3,651	-7.8
ドイツ	Germany	28,333	21,219	-25.1	13,344	8,148	-38.9	12,453	10,907	-12.4	2,536	2,164	-14.7
イタリア	Italy	13,095	9,486	-27.6	7,913	4,908	-38.0	3,996	3,473	-13.1	1,186	1,105	-6.8
ロシア	Russia	11,047	9,417	-14.8	6,814	5,218	-23.4	2,548	2,381	-6.6	1,685	1,818	7.9
スペイン	Spain	8,047	4,672	-41.9	6,063	2,848	-53.0	1,364	1,216	-10.9	620	608	-1.9
オランダ	Netherlands	7,193	5,684	-21.0	3,927	2,648	-32.6	2,835	2,627	-7.3	431	409	-5.1
スウェーデン	Sweden	7,136	5,092	-28.6	3,830	2,443	-36.2	2,516	2,026	-19.5	790	623	-21.1
スイス	Switzerland	5,319	3,733	-29.8	3,508	2,139	-39.0	1,459	1,280	-12.3	352	314	-10.8
フィンランド	Finland	4,225	2,919	-30.9	2,916	1,922	-34.1	992	790	-20.4	317	207	-34.7
ベルギー	Belgium	3,188	2,625	-17.7	1,434	1,046	-27.1	1,437	1,284	-10.6	317	295	-6.9
デンマーク	Denmark	3,739	2,903	-22.4	2,213	1,624	-26.6	1,267	1,109	-12.5	259	170	-34.4
オーストリア	Austria	3,219	2,606	-19.0	1,777	1,357	-23.6	1,019	884	-13.2	423	365	-13.7
アイルランド	Ireland	2,586	2,146	-17.0	1,369	1,001	-26.9	834	730	-12.5	383	415	8.4
ポルトガル	Portugal	2,121	1,381	-34.9	1,763	1,026	-41.8	249	241	-3.2	109	114	4.6
ノルウェー	Norway	2,837	2,207	-22.2	1,839	1,251	-32.0	750	779	3.9	248	177	-28.6
その他ヨーロッパ	Europe Unclassified	11,168	9,041	-19.0	5,848	4,061	-30.6	2,463	2,285	-7.2	2,857	2,695	-5.7
アフリカ	Africa Total	4,959	4,290	-13.5	1,307	1,094	-16.3	1,514	1,222	-19.3	2,138	1,974	-7.7
北アメリカ	North America Total	207,237	169,066	-18.4	127,471	96,340	-24.4	56,643	51,605	-8.9	23,123	21,121	-8.7
米国	U.S.A.	163,841	135,775	-17.1	94,606	72,629	-23.2	50,589	46,056	-9.0	18,646	17,090	-8.3
カナダ	Canada	37,741	29,025	-23.1	29,444	21,349	-27.5	4,866	4,532	-6.9	3,431	3,144	-8.4
メキシコ	Mexico	4,281	3,080	-28.1	2,947	1,939	-34.2	837	725	-13.4	497	416	-16.3
その他北アメリカ	North America Unclassified	1,374	1,186	-13.7	474	423	-10.8	351	292	-16.8	549	471	-14.2
南アメリカ	South America Total	7,857	7,033	-10.5	4,118	3,881	-5.8	1,673	1,457	-12.9	2,066	1,695	-18.0
ブラジル	Brazil	4,110	3,708	-9.8	2,073	2,054	-0.9	1,034	838	-19.0	1,003	816	-18.6
その他南アメリカ	South America Unclassified	3,747	3,325	-11.3	2,045	1,827	-10.7	639	619	-3.1	1,063	879	-17.3
オセアニア	Oceania Total	76,155	70,690	-7.2	62,362	58,380	-6.4	8,512	7,590	-10.8	5,281	4,720	-10.6
豪州	Australia	68,008	63,009	-7.4	57,130	53,308	-6.7	7,039	6,230	-11.5	3,839	3,471	-9.6
ニュージーランド	New Zealand	7,479	7,138	-4.6	5,033	4,835	-3.9	1,322	1,241	-6.1	1,124	1,062	-5.5
その他オセアニア	Oceania Unclassified	668	543	-18.7	199	237	19.1	151	119	-21.2	318	187	-41.2
無国籍・その他	Stateless	177	141	-20.3	133	63	-52.6	13	9	-30.8	31	69	122.6

◆注1: 「訪日外客」とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から日本に永住する外国人を除き、これに、日本を経由して第三国へ向かうため日本に一時的に入国した通過客(一時上陸客)を加えた入国外国人旅行者のことである。「観光客」とは、短期滞在の入国者から「商用客」を引いた入国外国人で、親族友人訪問を含んでいる。「その他客」とは、観光、商用目的を除く入国外国人で、留学、研修、外交・公用などが含まれる。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆Note: If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

2006年～2010年 各国・地域別 日本人訪問者数（日本から各国・地域への到着者数）

Japanese Overseas Travelers by Destination (Visitor Arrivals from Japan) from 2006 to 2010

	訪問先	Destination	基準	2006年	Chg.%	2007年	Chg.%	2008年	Chg.%	2009年	Chg.%	2010年	Chg.%
ア	中国	China	N F V	3,745,881	10.5	3,977,479	6.2	3,446,117	-13.4	3,317,459	-3.7	3,731,200	12.5
	韓国	South Korea	N F V	2,338,921	-4.1	2,325,963	-4.4	2,378,102	6.4	3,053,311	28.4	3,023,009	-1.0
	香港	Hong Kong	R F V	1,311,111	8.3	1,324,336	1.0	1,324,797	0.0	1,204,490	-9.1	1,316,618	9.3
	台湾	Taiwan	R F V	1,161,489	3.3	1,166,380	0.4	1,086,691	-6.8	1,000,661	-7.9	1,080,153	7.9
	タイ	Thailand	N F T	1,311,987	9.6	1,277,638	-2.6	1,153,868	-9.7	1,004,453	-12.9	993,674	-1.1
	シンガポール	Singapore	R F V	594,406	1.0	594,514	0.0	571,040	-3.9	489,987	-14.2	528,817	7.9
	ベトナム	Vietnam	R F V	383,896	19.7	411,557	7.2	393,091	-4.5	359,231	-8.6	442,089	23.1
	マレーシア	Malaysia	R F T	354,213	4.2	367,567	3.8	433,462	17.9	395,746	-8.7	415,881	5.1
	マカオ	Macau	R F V	220,190	30.2	299,403	36.0	366,920	22.6	379,241	3.4	413,507	9.0
	インドネシア	Indonesia	R F T	419,213	-19.1	508,820	21.4	546,713	7.4	475,766	-13.0	375,552	-21.1
	フィリピン	Philippines	R F T	421,808	1.5	395,012	-6.4	359,306	-9.0	324,980	-9.6	358,744	10.4
	カンボジア	Cambodia	R F V	158,353	14.9	161,973	2.3	163,806	1.1	146,286	-10.7	151,795	3.8
	インド	India	N F T	119,292	15.7	145,538	22.0	145,352	-0.1	124,219	-14.5		
	モルジブ	Maldives	N F T	39,528	69.9	41,121	4.0	38,193	-7.1	36,641	-4.1	38,791	5.9
ラオス	Laos	N F V	23,147	2.4	29,770	28.6	31,569	6.0	28,081	-11.0	34,076	21.3	
ネパール	Nepal	N F T	22,242	21.9	27,058	21.7	23,383	-13.6	22,445	-4.0	23,272	3.7	
ミャンマー	Myanmar	N F T	18,945	-3.3	15,623	-17.5	10,881	-30.4	13,809	26.9	16,186	17.2	
モンゴル	Mongolia	N F V	16,909	27.8	17,307	2.4	15,036	-13.1	11,496	-23.5	14,369	25.0	
スリランカ	Sri Lanka	R F T	16,189	-5.6	14,274	-11.8	10,075	-29.4	10,926	8.4	14,352	31.4	
パキスタン	Pakistan	N F T	14,343	1.5	11,025	-23.1	8,294	-24.8	6,705	-19.2	7,090	5.7	
バングラデシュ	Bangladesh	N F T	4,370	-30.3	5,851	33.9							
グアム	Guam	R F T	952,687	-0.3	931,079	-2.3	850,034	-8.7	825,129	-2.9	893,667	8.3	
豪州	Australia	R F V	651,070	-5.0	573,045	-12.0	457,232	-20.2	355,456	-22.3	398,188	12.0	
北マリアナ諸島	Northern Mariana Islands	N F V	269,780	-23.3	200,168	-25.8	213,299	6.6	191,111	-10.4	185,032	-3.2	
ニュージーランド	New Zealand	R F V	136,401	-12.0	121,652	-10.8	102,482	-15.8	78,426	-23.5	87,735	11.9	
パラオ	Palau	R F V	26,892	2.3	29,198	8.6	30,018	2.8	26,688	-11.1	29,318	9.9	
ニューカレドニア	New Caledonia	R F T	29,833	-5.2	26,755	-10.3	20,225	-24.4	18,926	-6.4	18,534	-2.1	
タヒチ	Tahiti	R F T	21,739	-1.1	23,240	6.9	18,769	-19.2	16,353	-12.9	13,761	-15.9	
フィジー	Fiji	R F T	24,369	-11.0	22,719	-6.8	21,639	-4.8	14,745	-31.9	12,600	-14.5	
中央アジア	トルコ	Turkey	N F V	125,755	7.5	168,852	34.3	149,731	-11.3	147,641	-1.4	195,404	32.4
	エジプト	Egypt	N F V	87,939	18.1	129,590	47.4	108,225	-16.5	92,409	-14.6	126,393	36.8
	モロッコ	Morocco	N F T	18,255	7.1	16,902	-7.4	15,607	-7.7	19,149	22.7		
	ヨルダン	Jordan	N F V	10,551	12.0	12,532	18.8	13,492	7.7	12,752	-5.5	18,910	48.3
	バーレーン	Bahrain	N F V	17,050	20.4	17,979	5.4						
	イスラエル	Israel	R F T	9,424	13.1	10,676	13.3	14,506	35.9	9,768	-32.7	13,500	38.2
	アルメニア	Armenia	R F T	8,125	5.8	10,150	24.9	11,110	9.5	11,900	7.1		
	チュニジア	Tunisia	N F T	10,847	15.0	11,414	5.2	11,206	-1.8	11,073	-1.2		
	シリア	Syria	N F V	5,841	-13.0	6,958	19.1	8,325	19.6	8,907	7.0		
	オマーン	Oman	N H A T	6,796	-7.5	7,341	8.0	9,380	27.8	8,513	-9.2		
	サウジアラビア	Saudi Arabia	N F T	9,850	-3.6	12,438	26.3	14,590	17.3	6,539	-55.2		
	カザフスタン	Kazakhstan	R F V	4,222	33.1	5,223	23.7	5,013	-4.0				
	クウェート	Kuwait	N F T	7,211	-14.7	6,551	-9.2	6,215	-5.1	4,606	-25.9		
	南アフリカ共和国	South Africa	R F T	31,989	17.2	31,855	-0.4	27,621	-13.3	20,513	-25.7	27,577	34.4
ナイジェリア	Nigeria	N F V	13,671	10.0	23,475	71.7	26,087	11.1					
ジンバブエ	Zimbabwe	R F V	12,124	15.7	12,949	6.8	14,803	14.3					
リケニア	Kenya	R F V	14,655	-	12,728	-13.1	7,411	-41.8	10,150	37.0			
ザンビア	Zambia	R F T	4,317	-17.0	4,835	12.0	4,241	-12.3	5,373	26.7			
マダガスカル	Madagascar	N F T	6,697	12.5	7,397	10.5	7,500	1.4	1,627	-78.3			
ヨーロッパ	フランス	France	R F T	696,000	4.5	698,000	0.3	674,000	-3.4				
	ドイツ	Germany	R A A T	759,899	4.1	661,792	-12.9	597,655	-9.7	537,984	-10.0	605,231	12.5
	スペイン	Spain	R F T	255,309	41.0	346,047	35.5	237,493	-31.4	229,856	-3.2	332,697	44.7
	イタリア	Italy	N F T	323,451	15.0	320,681	-0.9	283,819	-11.5	320,591	13.0		
	スイス	Switzerland	R H A T	347,299	3.6	324,554	-6.5	277,657	-14.4	275,505	-0.8	297,562	8.0
	英国	U.K.	R F V	341,932	3.0	307,633	-10.0	238,910	-22.3	235,471	-1.4	220,000	-6.6
	オーストリア	Austria	R A A T	267,909	-3.9	229,347	-14.4	208,150	-9.2	198,751	-4.5	210,193	5.8
	クロアチア	Croatia	R A A T	64,751	97.7	86,404	33.4	143,704	66.3	163,400	13.7		
	チェコ	Czech Republic	N A A T	145,804	-5.3	136,587	-6.3	123,275	-9.7	114,777	-6.9	132,924	15.8
	オランダ	Netherlands	R H A T	141,700	-9.7	128,800	-9.1	114,400	-11.2	99,300	-13.2	119,000	19.8
	ベルギー	Belgium	R A A T	110,076	-1.7	109,902	-0.2	100,712	-8.4	80,093	-20.5		
	ロシア	Russia	N F V	97,648	11.4	83,621	-14.4	86,237	3.1	74,159	-14.0	78,188	5.4
	ハンガリー	Hungary	N A A T	102,168	-8.9	94,894	-7.1	75,261	-20.7				
	フィンランド	Finland	R A A T	78,940	12.1	82,473	4.5	80,180	-2.8	65,949	-17.7	68,751	4.2
ポルトガル	Portugal	R A A T	76,821	-22.9	66,446	-13.5	63,486	-4.5	58,400	-8.0			
スウェーデン	Sweden	R A A T	56,006	-0.9	51,771	-7.6	50,020	-3.4	45,549	-8.9			
ポーランド	Poland	N F V	40,926	3.7	47,532	16.1	42,000	-11.6					
スロベニア	Slovenia	N A A T	19,880	63.6	24,506	23.3	39,733	62.1	48,182	21.3	40,428	-16.1	
デンマーク	Denmark	R A A T	33,762	-15.5	30,780	-8.8	29,458	-4.3					
ノルウェー	Norway	N F T	37,000	-9.8	32,000	-13.5	29,000	-9.4	25,000	-13.8			
ルーマニア	Romania	R F V	14,185	3.3	15,512	9.4	13,095	-15.6					
スロバキア	Slovakia	N A A T	15,878	10.9	13,496	-15.0	13,743	1.8	11,351	-17.4	11,523	1.5	
アイルランド	Ireland	R F T	19,000	0.0	16,000	-15.8	14,000	-12.5	11,000	-21.4			
ブルガリア	Bulgaria	R F V	11,833	5.0	12,154	2.7	9,830	-19.1	8,458	-14.0	9,969	17.9	
アイスランド	Iceland	N A A T	12,704	-8.3	10,797	-15.0	11,205	3.8	11,991	7.0	9,786	-18.4	
リトアニア	Lithuania	R A A T	8,833	-1.2	9,105	3.1	9,349	2.7	7,599	-18.7	7,654	0.7	
エストニア	Estonia	R A A T	8,093	0.3	6,799	-16.0	6,862	0.9	7,253	5.7	7,235	-0.2	
ギリシャ	Greece	N F T	50,525	10.8	28,779	-43.0	10,926	-62.0	6,765	-38.1			
ラトビア	Latvia	R A A T	5,249	-8.4	6,065	15.5	6,043	-0.4	6,690	10.7			
ウクライナ	Ukraine	R F T	6,833	29.0	6,903	1.0	6,437	-6.8	5,439	-15.5	6,206	14.1	
モナコ	Monaco	N H A T	6,370	-17.0	6,444	1.2	6,017	-6.6	5,124	-14.8	4,520	-11.8	
北米	米国	U.S.A.	R F T	3,672,584	-5.4	3,531,489	-3.8	3,249,578	-8.0	2,918,268	-10.2	3,386,076	16.0
	(ハワイ州)	(Hawaii)	R F T	1,362,878	-10.2	1,296,421	-4.9	1,175,199	-9.4	1,168,080	-0.6	1,229,762	5.3
カナダ	Canada	R F V	401,127	-9.2	343,451	-14.4	287,198	-16.4	205,639	-28.4	243,040	18.2	
中南米	メキシコ	Mexico	N F T	68,981	4.9	71,857	4.2	69,797	-2.9	52,289	-25.1	66,164	26.5
	ブラジル	Brazil	R F T	74,638	9.7	63,381	-15.1	81,270	28.2	66,655	-18.0	59,742	-10.4
	ペルー	Peru	R F T	36,827	3.7	39,864	8.2	46,059	15.5				
	アルゼンチン	Argentina	N F T	19,273	15.6								
	チリ	Chile	N F T	13,230	-4.7	14,674	10.9	15,553	6.0	14,065	-9.6	15,760	12.1
	ボリビア	Bolivia	N H A T	7,505	3.9								
	グアテマラ	Guatemala	N F V	6,446	33.3	6,791	5.4	6,521	-4.0	5,110	-21.6	7,081	38.6
	キューバ	Cuba	N F V	5,282	-17.6	6,647	25.8	5,550	-16.5	5,460	-1.6		
	コロンビア	Colombia	N F V	4,466	3.0	4,870	9.0	5,302	8.9	4,987	-5.9		
	エクアドル	Ecuador	N F V	4,002	-6.3	4,760	18.9	5,533	16.2	4,951	-10.5		
	コスタリカ	Costa Rica	N F T	5,478	-9.5	5,438	-0.7	5,368	-1.3	4,746	-11.6		
	パナマ	Panama	R F V	4,237	13.4	5,689	34.3	6,475	13.8	3,133	-51.6		

作成：日本政府観光局(NTO) / 出典：UNWTO, PATA, 各国政府観光局, 各国統計局

Compilation: Japan National Tourism Organization; Source: UNWTO, PATA, National Tourism Offices and National Statistical Offices

斜体：暫定値

◆備考 / Remarks: R: 居住地別統計 / Reported by residence N: 国籍別統計 / Reported by nationality
 F: 国境到着者数 / Frontier arrivals AA: 登録観光宿泊施設到着者数 / Arrivals in registered tourist accommodations HA: ホテル到着者数 / Arrivals in hotels
 AN: 登録観光宿泊施設泊数 / Nights in registered tourist accommodations HN: ホテル泊数 / Nights spent in hotels
 V: 日帰りを含む旅行者数 / Both same-day and overnight visitors T: 宿泊を伴った旅行者数 / Overnight visitors only

◆注: ●本表では主に、日本人訪問者数が5千人を超える国・地域を対象とした。
 ●本表には国境到着者数、ホテル到着者数などの統計が混在しており、同一指標としての比較はできない。特にヨーロッパの比較においては注意を要する。
 ●米国の数値には、米国本国(全米50州とコロンビア特別区)への入国者の他、北マリアナ諸島、グアム、米領サモア、フェリスコ、米領バージン諸島などの地域への入国者も含まれる。
 ●サイパンは北マリアナ諸島に属する。
 ●北朝鮮、ウズベキスタン、アフガニスタン、アフガニスタン、カタール、ルクセンブルク、マルタ、ベリーズ、ハイチ、スウェーデン、モザンビーク、ナミビア、コートジボワール、セネガルなどは、日本人訪問者数
 ●各国の数値は、推計値から確定値への変更、統計基準の変更、数値の非整合性などの理由により、その都度、過去にさかのぼって変更されることがある。